

『au HOME サービス利用規約』新旧対照表

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所、取消線部分が削除箇所になります。

2023年9月1日改版（改定前）			2023年10月3日改版（改定後）		
第4条（本サービスのプラン）			第4条（本サービスのプラン）		
区分	単位		区分	単位	
基本プラン	au HOME サービスのみを提供するもの		基本プラン	au HOME サービスのみを提供するもの	
			<u>(新設)</u> <u>基本プラン for EC</u>	<u>当社指定の方法により、オンラインに限定して利用申込みができる基本プラン</u>	
第5条(利用申込)			第5条(利用申込)		
<p>1 申込者は、前条に定めるプランの何れかを選択した上で、当社発行の au ID をもって、所定の手続に従って本サービスの申込（以下「利用申込」といいます。）を行うものとして、なお、申込者は、利用申込後に、選択したプランを変更することはできません。また、基本プラン又はおすすめセットプランを契約中の契約者は、あんしんウォッチャーの購入によるあんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー（LE）プラン又はあんしんウォッチャーセットプランへの変更を行うことはできません。当社が、利用申込を受け付けた旨を通知した時点で、選択したプランに係る本サービス利用契約が有効に成立するものとします。</p>			<p>1 申込者は、前条に定めるプランの何れかを選択した上で、当社発行の au ID をもって、所定の手続に従って本サービスの申込（以下「利用申込」といいます。）を行うものとして、なお、申込者は、利用申込後に、選択したプランを変更することはできません。また、基本プラン、<u>基本プラン for EC</u> 又はおすすめセットプランを契約中の契約者は、あんしんウォッチャーデバイス又はかんたん見守りプラグデバイスの購入によるあんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー（LE）プラン、あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（LE）セットプラン、かんたん見守りプラグセットプラン又はかんたん見守りプラグプランへの変更を行うことはできません。当社が、利用申込を受け付けた旨を通知した時点で、選択したプランに係る本サービス利用契約が有効に成立するものとします。</p>		
第10条（本料金）			第10条（本料金）		
1 本料金は、以下のとおりとします。			1 本料金は、以下のとおりとします。		
(1) 略			(1) 略		
(2) 利用料金（トラブルサポートプラン等を除くプラン）			(2) 利用料金（トラブルサポートプラン等を除くプラン）		
名称	単位	料金	名称	単位	料金

au HOME 基本料 用料	契約ご と	月額 490 円 (税込 539 円)	au HOME 基本料 用料	契約ご と	月額 490 円 (税込 539 円)
au HOME 機器利 用料	契約ご と	<カメラ・リモコンセット/声で家電コントロールセッ トの場合> 月額 539 円 (不課税) ×24 回 合計 税込 12,936 円 (税抜 11,760 円) <リモコンセットの場合> 月額 330 円 (不課税) ×24 回 合計 税込 7,920 円 (税抜 7,200 円)	au HOME 機器利 用料	契約ご と	<あんしんスマートロック (白 又は 黒) セッ トの場合> 月額 660 円 (不課税) ×24 回 合計 税込 15,840 円 (税抜 14,400 円) <カメラ・リモコンセット/声で家電コントロールセッ トの場合> 月額 539 円 (不課税) ×24 回 合計 税込 12,936 円 (税抜 11,760 円) <リモコンセットの場合> 月額 330 円 (不課税) ×24 回 合計 税込 7,920 円 (税抜 7,200 円)
(3) ~ (6) 略			(3) ~ (6) 略		
2 課金開始日は、以下のとおりとします。			2 課金開始日は、以下のとおりとします。		
(1) ~ (3) 略			(1) ~ (3) 略		
(4) 前各号にかかわらず、あんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー (LE) プラン、かんたん見守りプラグプラン又はトラブルサポートプラン for EC に係る本サービス利用契約が成立した場合、当該本サービス利用契約が成立した日の翌日を以って課金開始日とします。但し、(i) 2021 年 11 月 30 日以前に FTTH サービス契約に付帯するあんしんウォッチャープランに係る本サービス利用契約が成立し、(ii) FTTH ホームゲートウェイ機器を利用し、かつ (iii) 当該 FTTH ホームゲートウェイ機器の品番が BL1000HW 以外である場合に限り、第 2 号に定める課金開始日とします。			(4) 前各号にかかわらず、 <u>基本プラン for EC</u> 、あんしんウォッチャープラン、あんしんウォッチャー (LE) プラン、かんたん見守りプラグプラン又はトラブルサポートプラン for EC に係る本サービス利用契約が成立した場合、当該本サービス利用契約が成立した日の翌日を以って課金開始日とします。但し、(i) 2021 年 11 月 30 日以前に FTTH サービス契約に付帯するあんしんウォッチャープランに係る本サービス利用契約が成立し、(ii) FTTH ホームゲートウェイ機器を利用し、かつ (iii) 当該 FTTH ホームゲートウェイ機器の品番が BL1000HW 以外である場合に限り、第 2 号に定める課金開始日とします。		
3 ~ 4 略			3 ~ 4 略		

<p>5 基本プランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1) 初期費用 契約者は、初期費用として、初期費用並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払うものとします。</p> <p>(2) 利用料金 契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。</p> <p>6 おすすめセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1) 初期費用 契約者は、初期費用として、初期費用並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払うものとします。</p> <p>(2) 利用料金 契約者は、利用料金として、(i) au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとし、併せて、契約者の選択に従い、(ii) au HOME 機器利用料を、課金開始日の属する月の翌月から 24 ヶ月について支払うか、(iii) au HOME 機器利用料の 24 ヶ月分の支払いに代えて、おすすめセットプラン カメラ・リモコンセット又は声で家電コントロールセットの場合は 11,760 円 (税込 12,936 円)、おすすめセットプラン リモコンセットの場合は 7,200 円 (税込 7,920 円) 並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を当社が指定する日までに一括して支払うものとします。但し、2022 年 7 月 1 日以降に、au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約に附帯して利用申込を行う場合、(ii)に係る支払い方法により支払うことはできないものとします。</p>	<p>5 基本プラン、<u>基本プラン for EC</u>に係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1) 初期費用 契約者は、初期費用として、初期費用並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払うものとします。</p> <p>(2) 利用料金 契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとします。</p> <p>6 おすすめセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1) 初期費用 契約者は、初期費用として、初期費用並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払うものとします。</p> <p>(2) 利用料金 契約者は、利用料金として、(i) au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月及びそれ以降の各暦月について支払うものとし、併せて、契約者の選択に従い、(ii) au HOME 機器利用料を、課金開始日の属する月の翌月から 24 ヶ月について支払うか、(iii) au HOME 機器利用料の 24 ヶ月分の支払いに代えて、<u>おすすめセットプラン あんしんスマートプラグ (白 又は 黒) セットの場合には 14,400 円 (税込 15,840 円)</u>、おすすめセットプラン カメラ・リモコンセット又は声で家電コントロールセットの場合は 11,760 円 (税込 12,936 円)、おすすめセットプラン リモコンセットの場合は 7,200 円 (税込 7,920 円) 並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を当社が指定する日までに一括して支払うものとします。但し、2022 年 7 月 1 日以降に、au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約に附帯して利用申込を行う場合、(ii)に係る</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7～10 略

11 第5項乃至第9項の規定にかかわらず、本サービス利用契約が課金開始日の属する月に終了した場合、契約者は、(i) 初期費用及び(ii) 1ヶ月分の au HOME 基本利用料又はトラブルサポート基本利用料（但し、第7項乃至第9項に基づき、初期費用及び初年度利用料の支払いを要しない場合を除きます。）、並びに(iii) 1ヶ月分の au HOME 機器利用料又おすすめセットプラン カメラ・リモコンセット又は声で家電コントロールセットの場合は 11,760 円（税込 12,936 円）、おすすめセットプラン リモコンセットの場合は 7,200 円（税込 7,920 円）、あんしんウォッチャーセットプランの場合は 10,000 円（税込 11,000 円）、あんしんウォッチャー（LE）セットプランの場合は 5,164 円（税込 5,680 円）、かんたん見守りプラグセットプランの場合は 8,000 円（税込 8,800 円）並びにこれらに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。但し、下表に定める条件を全て満たす場合は、本項に定める本料金の支払を要しないものとします。下表において本製品の返却が条件である場合、契約者は、自己の費用と責任により、当該本製品を当社が指定する住所まで返却するものとします。なお、本項の定めに基づき当社に返却された本製品に、契約者等私物が同梱された旨の契約者からの申し出があった場合であって、当社がこれを発見することができたときは、当社は、契約者に対して契約者等私物を返却します。

契約者		条件
FTTH サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者	第10条第2項第2号の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① 課金開始日の2日前までに第15条第1項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャーセ

支払い方法により支払うことはできないものとします。

7～10 略

11 第5項乃至第9項の規定にかかわらず、本サービス利用契約が課金開始日の属する月に終了した場合、契約者は、(i) 初期費用及び(ii) 1ヶ月分の au HOME 基本利用料又はトラブルサポート基本利用料（但し、第7項乃至第9項に基づき、初期費用及び初年度利用料の支払いを要しない場合を除きます。）、並びに(iii) 1ヶ月分の au HOME 機器利用料又はおすすめセットプラン あんしんスマートロック（白又は黒）セットの場合には 14,400 円（税込 15,840 円）、おすすめセットプラン カメラ・リモコンセット又は声で家電コントロールセットの場合は 11,760 円（税込 12,936 円）、おすすめセットプラン リモコンセットの場合は 7,200 円（税込 7,920 円）、あんしんウォッチャーセットプランの場合は 10,000 円（税込 11,000 円）、あんしんウォッチャー（LE）セットプランの場合は 5,164 円（税込 5,680 円）、かんたん見守りプラグセットプランの場合は 8,000 円（税込 8,800 円）並びにこれらに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。但し、下表に定める条件を全て満たす場合は、本項に定める本料金の支払を要しないものとします。下表において本製品の返却が条件である場合、契約者は、自己の費用と責任により、当該本製品を当社が指定する住所まで返却するものとします。なお、本項の定めに基づき当社に返却された本製品に、契約者等私物が同梱された旨の契約者からの申し出があった場合であって、当社がこれを発見することができたときは、当社は、契約者に対して契約者等私物を返却します。

契約者		条件
FTTH サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者	第10条第2項第2号の規定に基づき課金開始日が決定される場合	③ 課金開始日の2日前までに第15条第1項に基づき解約の申出を行うこと ④ 本製品（おすすめセットプ

			ットプラン、あんしんウォッチャー（LE）セットプラン 又はかんたん見守りプラグ セットプランを契約している 場合に限り）に係る 梱包を未開封のまま当 社に返却すること				ラン、あんしんウォッチャーセ ットプラン、あんしんウォッチ ャー（LE）セットプラン 又はかんたん見守りプラグ セットプランを契約している 場合に限り）に係る 梱包を未開封のまま当 社に返却すること
		第 10 条第 3 項の規 定に基づき課金開始 日が決定される場合	① au ひかりが開通する前ま でに第 15 条第 1 項に基 づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプ ラン、あんしんウォッチャーセ ットプラン、あんしんウォッチ ャー（LE）セットプラン 又はかんたん見守りプラグ セットプランを契約している 場合に限り）に係る 梱包を未開封のまま当 社に返却すること			第 10 条第 3 項の規 定に基づき課金開始 日が決定される場合	③ au ひかりが開通する前ま でに第 15 条第 1 項に基 づき解約の申出を行うこと ④ 本製品（おすすめセットプ ラン、あんしんウォッチャーセ ットプラン、あんしんウォッチ ャー（LE）セットプラン 又はかんたん見守りプラグ セットプランを契約している 場合に限り）に係る 梱包を未開封のまま当 社に返却すること
		第 10 条第 4 項の規 定に基づき課金開始 日が決定される場合	① au HOME 接続ガイドが 契約者の指定する住所に 届いたことを当社が確認し た日までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を 行うこと ② 本製品（おすすめセットプ			第 10 条第 4 項の規 定に基づき課金開始 日が決定される場合	③ au HOME 接続ガイドが 契約者の指定する住所に 届いたことを当社が確認し た日までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を 行うこと

		ラン、あんしんウォッチャーセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること			④ 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
au 通信サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者		① 課金開始日の1日前までに第15条第1項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること	au 通信サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者		③ 課金開始日の1日前までに第15条第1項に基づき解約の申出を行うこと ④ 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
FTTH サービス契約及び au 通信サービス契約に附帯しない本サービス利用契約の契約者		① 課金開始日の2日前までに第15条第1項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン、あんしんウォッチ	FTTH サービス契約及び au 通信サービス契約に附帯しない本サービス利用契約の契約者		③ 課金開始日の2日前までに第15条第1項に基づき解約の申出を行うこと ④ 本製品（おすすめセットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン、あんしんウォッチャー（L E）セットプラン又はかんたん見守りプラグセットプランを契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること

ヤー（LE）セットプラン
又はかんたん見守りプラグ
セットプランを契約している
場合に限り。）に係る
梱包を未開封のまま当
社に返却すること

ットプラン、あんしんウォッチ
ヤー（LE）セットプラン
又はかんたん見守りプラグ
セットプランを契約している
場合に限り。）に係る
梱包を未開封のまま当
社に返却すること

12～16 略

12～16 略

17 第 15 項に定める契約者は前項の規定に該当することとなった場合、若しくは、契約者が本料金の支払方法について、当社が指定する方法で窓口払いその他払込取扱票の発行を要する支払い方法を選択した場合又は書面請求書の発行を希望した場合は、以下の区分に応じて、払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）、窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）又は紙請求書発行等手数料（紙請求書発行手数料）の支払を要します。

17 第 15 項に定める契約者は前項の規定に該当することとなった場合、若しくは、契約者が本料金の支払方法について、当社が指定する方法で窓口払いその他払込取扱票の発行を要する支払い方法を選択した場合又は書面請求書の発行を希望した場合は、以下の区分に応じて、払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）、窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）又は紙請求書発行等手数料（紙請求書発行手数料）の支払を要します。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	100 円（税込 110 円）
紙請求書発行等手数料（紙請求書発行手数料）	書面請求書の発行1回ごとに	200 円（税込 220 円）
窓口取扱等手数料	払込取扱票及び	300 円（税

区分	単位	手数料額	
		2023 年 11 月 請求まで	2023 年 12 月 請求から
払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	100 円（税込 110 円）	200 円（税込 220 円）
紙請求書発行等手数料（紙請求書発行	書面請求書の発行1回ごとに	200 円（税込 220 円）	200 円（税込 220 円）

料 (窓口取扱手数料)	書面請求書の発行 1 回ごとに	込 330 円)
----------------	-----------------	----------

18 略

19 第 15 項に定める契約者は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

手数料)			
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票 付き 書面請求書 の発行 1 回ごとに	300 円 (税込 330 円)	400 円 (税込 440 円)

18 略

19 第 15 項に定める契約者は、**コンビニエンスストア**で支払期日を過ぎて料金を支払う場合、**料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担いただきます。**

区分	手数料の額
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	300 円 (税込 330 円)
2 払込取扱票を用いてコンビニエンス ストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
備考 次のいずれかに該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 (1) その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みま す。) であるとき。 (2) その他当社が別に定める条件に該当するとき。	

別表1 おすすめセットプランで提供する au HOME デバイス

おすすめセットの名称	デバイスの名称	台数
カメラ・リモコンセット	ネットワークカメラ 03	1 台
	赤外線リモコン 02	1 台
声で家電コントロールセット	赤外線リモコン 02	1 台
	Google Nest Mini	1 台
リモコンセット	赤外線リモコン 02	1 台

別表1 おすすめセットプランで提供する au HOME デバイス

おすすめセットの名称	デバイスの名称	台数
<u>(新設)</u> <u>あんしんスマートロック(白)セット</u>	<u>あんしんスマートロック(白)</u>	<u>1 台</u>
	<u>あんしんスマートロック Hub(白)</u>	<u>1 台</u>
<u>(新設)</u> <u>あんしんスマートロック(黒)セット</u>	<u>あんしんスマートロック(黒)</u>	<u>1 台</u>
	<u>あんしんスマートロック Hub(黒)</u>	<u>1 台</u>
カメラ・リモコンセット	ネットワークカメラ 03	1 台
	赤外線リモコン 02	1 台
声で家電コントロールセット	赤外線リモコン 02	1 台
	Google Nest Mini	1 台
リモコンセット	赤外線リモコン 02	1 台

(新設)別表2 解約料の額 おすすめセットプラン あんしんスマートロック (白 又は 黒) セット

<u>解除又は解約のあった月</u>	<u>解除料の額 (不課税)</u>
<u>課金開始日の属する月</u>	<u>15,180 円</u>
<u>課金開始日の属する月の 1 か月後</u>	<u>15,180 円</u>
<u>課金開始日の属する月の 2 か月後</u>	<u>14,520 円</u>
<u>課金開始日の属する月の 3 か月後</u>	<u>13,860 円</u>
<u>課金開始日の属する月の 4 か月後</u>	<u>13,200 円</u>
<u>課金開始日の属する月の 5 か月後</u>	<u>12,540 円</u>
<u>課金開始日の属する月の 6 か月後</u>	<u>11,880 円</u>
<u>課金開始日の属する月の 7 か月後</u>	<u>11,220 円</u>
<u>課金開始日の属する月の 8 か月後</u>	<u>10,560 円</u>

	課金開始日の属する月の 9 か月後	9,900 円
	課金開始日の属する月の 10 か月後	9,240 円
	課金開始日の属する月の 11 か月後	8,580 円
	課金開始日の属する月の 12 か月後	7,920 円
	課金開始日の属する月の 13 か月後	7,260 円
	課金開始日の属する月の 14 か月後	6,600 円
	課金開始日の属する月の 15 か月後	5,940 円
	課金開始日の属する月の 16 か月後	5,280 円
	課金開始日の属する月の 17 か月後	4,620 円
	課金開始日の属する月の 18 か月後	3,960 円
	課金開始日の属する月の 19 か月後	3,300 円
	課金開始日の属する月の 20 か月後	2,640 円
	課金開始日の属する月の 21 か月後	1,980 円
	課金開始日の属する月の 22 か月後	1,320 円
	課金開始日の属する月の 23 か月後	660 円
<u>附則</u> <u>(新設)</u> <u>本改正規約は 2023 年 10 月 3 日より適用します。</u>		